

懲戒処分の公表

下記のとおり懲戒処分を行ったので「比企広域市町村圏組合職員の懲戒処分に関する公表基準要綱」に基づき、公表します。

記

1 処分内容

懲戒処分 減給 給料月額^の10分の1 3箇月

2 処分年月日

令和2年10月12日

3 所属名

東松山消防署

4 職名

消防士

5 年齢

20歳代

6 事案の概要

ソーシャルネットワーキングサービスに、虚偽の内容を掲載し、公務に対する信用失墜を与え、職務専念の義務に反する行為を行ったもの。